

## 合橋・高橋地区小学校園統合準備委員会設置要領

## (設置)

第1条 豊岡市立合橋小学校及び高橋小学校並びに豊岡市立合橋認定こども園及び高橋認定こども園の統合を円滑に行うために必要な事項について協議、調整するため、合橋・高橋地区小学校園統合準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、調整を行い、豊岡市教育委員会に報告する。

- (1) 学校園名、校歌、校章及び校旗等に関する事
- (2) 通学及び通園に関する事
- (3) 学校園の運営及び行事に関する事
- (4) 統合に向けての交流事業及び記念行事に関する事
- (5) 小学校PTA及び認定こども園保護者会の組織運営に関する事
- (6) その他統合に必要な事項

## (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 地区の代表者
- (2) 小学校PTAの代表者
- (3) 認定こども園保護者の代表
- (4) 学校職員及び認定こども園職員
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求め

ることができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 9 月 2 4 日から施行する。

(招集の特例)

2 この要領の施行後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

3 この要領は、委員会が第 2 条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。